措置状況通知書（２０２６年度）

年度	監査種別	監査対象	監査の結果	措置状況		
				措置区分	改善措置の内容	改善措置報告の時期
2026	第１回 定期監査	環境資源部循環型施設管理課	＜収入事務＞ 【指摘】指定公金事務取扱者に係る事務手続は、地方自治法施行規則及び町田市会計事務規則にのっとり、適正に行うべきもの 　地方自治法施行規則第１２条の２の１２第２項（同条第３項において準用）では、普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者に、指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を通知するものと定めている。 　また、町田市会計事務規則第３８条第２項では、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したときは、同項各号に定める事項を告示し、かつ、指定公金事務取扱者である旨を証する書類を交付しなければならないと定め、同規則第３８条の２第１項では、指定公金事務取扱者は、公金の徴収又は収納をしようとするときは、指定公金事務取扱者である旨を証する書類を納入者の見やすい場所に掲示し、又は提示しなければならないと定めている。 　町田市バイオエネルギーセンターの駐車場使用料の指定公金事務取扱者に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、指定公金事務取扱者として申し出た者に対し、指定した旨の通知が行われていなかった。また、指定公金事務取扱者への委託に係る告示は行われていたが、指定公金事務取扱者である旨を証する書類が交付されておらず、納入者への掲示又は提示も行われていなかった。 　主管部課によれば、公金事務の私人への委託について、２０２４年４月の地方自治法改正により指定公金事務取扱者制度に変更されたが、担当職員の認識不足から、会計管理者協議及び告示をもって事務手続が完了したものと誤認していたとのことであった。 　指定公金事務取扱者制度は、原則として市が自ら行うとされている公金の収納事務について、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取り扱いが期待され、かつ経済性が確保される場合に限り、市から指定を受けた事業者が行うことができる制度である。 　そのため、市が事業者を公金事務取扱者に指定するにあたっては、当該事業者が、公金の収納事務を適切かつ確実に遂行するために必要な財産的基礎・知識・経験を有する等の要件を満たしていることを確認し、判断しなければならない。また、その結果を事業者に通知し、その事業者が指定公金事務取扱者である旨を証する書類を掲示又は提示することは、市と事業者それぞれの役割と責任を明確にし、かつ納入者にもそれを示すための行為であり、適切に行われなければならない。 　主管部課は、地方自治法施行規則及び町田市会計事務規則にのっとり、適正に指定公金事務取扱者に係る事務手続を行うべきである。	措置済み	地方自治法施行規則第１２条の２の１２第２項及び町田市会計事務規則第３８条第２項に則り、適正に指定公金事務取扱者に係る事務手続を行えるよう、課の庶務担当にて複数ある指定公金事務取扱者に係る事務手続を集約し、手続きに不備がないようチェック表を活用する運用を定め、課内周知を行いました。この運用に則り、２０２６年度の事務手続きを実施、完了しました。	2026年9月
2026	第１回 定期監査	環境資源部ごみ収集課	＜収入事務＞ 【指摘】指定金融機関等への収入金の払込みについては、地方自治法施行令及び町田市会計事務規則にのっとり、適正に行うべきもの 　地方自治法施行令第１６８条の５では、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関等に払い込まなければならないと定めている。 　また、町田市会計事務規則第８条では、会計管理者は、金銭出納員（以下「出納員」という。）に当該出納員が所属する課の所管に属する現金の収納の事務を委任すると定め、同規則第２７条第４項では、出納員は、収入金を、即日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないと定めている。 　動物死体処理手数料の収入金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、訪問収集で市民から収納した当該手数料を出納員が自ら指定金融機関等に払い込まず、バイオエネルギーセンター内の廃棄物処理手数料の収納窓口業務を委託している事業者に預け、その事業者から収入金を払い込ませていた。 　主管部課によれば、動物の引き取りは、市民がバイオエネルギーセンターに直接持ち込む方法と職員が自宅へ伺う訪問収集の方法があり、市民が直接持ち込んだ場合の手数料の収納だけでなく、職員が訪問収集で収納した手数料を指定金融機関等に払い込む事務も、事業者に委託している事務の範囲であると誤認していたとのことであった。 　出納員が、自ら指定金融機関等に収入金を払い込むこととされているのは、盗難、紛失等の現金事故を防止するとともに、事故発生時の責任の所在を明確にするためである。また、公金の収納事務委託において、受託事業者が現金を収受できるのは、納入義務者である市民から直接納付を受ける場合に限定される。そのため、委託業務の範囲を正しく認識した上で、職員が直接収納した手数料については受託事業者を介することなく指定金融機関等へ払い込むよう改める必要がある。 　主管部課は、地方自治法施行令及び町田市会計事務規則にのっとり、収入金を適正に指定金融機関等に払い込むべきである。	措置済み	２０２６年８月から、地方自治法施行令及び町田市会計事務規則に基づき、職員が直接収納した手数料については、公金収納事務受託事業者を介することなく指定金融機関へ払い込むよう事務を改めました。	2026年9月